

○上峰町英語検定料補助金交付要綱

平成30年5月21日

教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験機会の拡大を目指し、もって児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受験する児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において上峰町英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、上峰町補助金等交付規則（昭和57年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、小学校及び中学校に就学する英検を受験した児童生徒の保護者で、児童生徒が町内に住所を有するものとする。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象は、英検の受験に要した費用とし、当該年度において1回限りとする。

2 補助金額は、受験した一つの級の検定料の全額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、上峰町英語検定料補助金交付申請書（個人用）（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、児童生徒が町内の小学校及び中学校に在籍する場合、児童生徒が在籍する学校の長（以下「学校長」という。）が補助対象者から委任を受け、一括申請を行うことができる。

2 補助対象者は、前項ただし書に規定する一括申請を行う場合、委任状を学校長に提出しなければならない。

第5条 学校長が一括申請を行う場合は、上峰町英語検定料補助金交付申請書（学校長用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 受験を確認できる書類
 - (2) 委任状（様式第3号）
 - (3) 実用英語技能検定料補助対象者名簿（様式第4号）
- （交付決定及び通知）

第6条 補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは上峰町英語検定料補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付することが適当でないと認めたときは上峰町英語検定料補助金不承認決定通知書（様式第6号）により通知を行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助金交付の決定を受けた者が補助金の交付請求をしようとするときは、上峰町英語検定料補助金交付請求書（様式第7号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第8条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付に当たり、不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不適當と認めたとき。

（補助金額の確定）

第9条 町長は、受験を確認できる書類等の内容を精査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付申請を行った補助対象者（第4条に基づき、学校長が一括申請を行った場

合は学校長）に対し上峰町英語検定料補助金額の確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則（令和元年11月1日教委告示第7号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（令和2年3月27日教委告示第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先 TEL

上峰町英語検定料補助金交付申請書（個人用）

上峰町英語検定料補助金交付要綱第4条の規定により、上峰町英語検定料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 学 校 名 ・ 学 年 学校 第 学年

2. 児 童 生 徒 氏 名

3. 検 定 級 及 び 検 定 料 級 円

4. 補 助 金 交 付 申 請 額 円

5. 補 助 金 の 振 込 口 座

金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義人（カタカナ）
		1 普通 2 当座		

※申請者名義の口座を記入してください。

6. 添 付 書 類 受験を確認できる書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者 学校名

学校長名

印

上峰町英語検定料補助金交付申請書（学校用）

上峰町英語検定料補助金交付要綱第5条の規定により、上峰町英語検定料補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 補助金交付申請額

区 分	検定料	人 数	交付申請額
級			
級			
級			
級			
級			
合 計			

2. 添付書類

- (1) 受験を確認できる書類
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 実用英語技能検定料補助対象者名簿（様式第4号）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先 TEL

委 任 状

私は、 年度上峰町英語検定料補助金交付要綱第4条の規定により、交付される補助金の一切の手続を、上峰町立上峰中学校の学校長に委任します。

記

1. 学 校 名 ・ 学 年 学校 第 学年 組

2. 児 童 生 徒 氏 名

3. 検定級及び検定料 級 円

4. 補助金交付申請額 円

5. 補助金の振込口座

金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義人（カタカナ）
		1 普通 2 当座		

※申請者名義の口座を記入してください。

様式第4号（第5条関係）

実用英語技能検定料補助対象者名簿

（ ） 級

学校名（ ）

番号	学年	組	氏名	性別	保護者名	住所	検定料	申請金額
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
					合 計	人	円	円

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長 印

上峰町英語検定料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上峰町英語検定料補助金の交付申請については、上峰町英語検定料補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 検 定 級 級

2. 補助金交付決定額 円

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長 印

上峰町英語検定料補助金不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上峰町英語検定料補助金の交付申請については、上峰町英語検定料補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり不承認とすることに決定しましたので通知します。

記

・不承認となった理由

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上峰町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上峰町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

上峰町長 様

請求者 住所
氏名

印

上峰町英語検定料補助金交付請求書

上峰町英語検定料補助金交付要綱第7条の規定により、上峰町英語検定料補助金について、次のとおり請求します。

記

1. 請求金額 円

2. 添付書類

- (1) 検定料の領収書の写し
- (2) 受験を確認できる書類（可否通知書の写し等）
- (3) 実用英語技能検定料補助対象者名簿（様式第4号。学校長が請求する場合に限る。）

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長

印

上峰町英語検定料補助金額の確定通知書

年 月 日付け上教委第 号で交付決定しました上峰町英語検定料補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、上峰町英語検定料補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 補助事業に要した費用 | 円 |
| 2 補助対象費用 | 円 |
| 3 補助金の交付確定額 | 円 |
| 4 その他 | |